

写



令和3年9月16日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟

会長 亀川 貴之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



名称の使用制限（税理士法第53条）の遵守徹底を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、週刊新潮令和3年8月26日号に、『気をつけろ「三菱UFJ銀行」本店で「ニセ税理士」が働いている』と題した特集記事が掲載されました。記事によりますと、問題の人物はKPMG 税理士法人から三菱UFJ銀行本店に出向している30代前半の男性社員であり、MUFG 関係者は当該者が税理士でないことは受け入れ時に分かっていた。とあります。

この問題に対して当事者である三菱UFJ銀行は、「当該者の名刺の肩書に「税理士」の表記がある」ことは認めているものの、「顧客や第三者に対して税務アドバイス等の業務は提供していない」ため、「税理士法52条及び53条違反に当たるとの認識はない」と回答し、KPMG 税理士法人も「出向中の業務は税理士業務に該当しないことを確認している」と回答しています。

税理士法52条は非税理士の税理士業務の禁止規定であり、違反すると税理士法59条により罰せられます。

また、税理士法53条は非税理士が「税理士」という名称を用いることを禁止する規定であり、違反すると税理士法61条により罰せられます。

今回の事案が、仮に当事者の回答通り、税理士業務を行っていないのであれば、税理士法52条違反にはならないのかもしれません、当該者の名刺に「税理士」と記載されている以上、税理士法53条に違反していることは明らかです。このような「ニセ税理士」問題が我が国を代表する金融機関で漫然と行われていることは非常に遺憾です。また、税理士法に関する認識の欠如についても問題だと考えます。そこで、当連盟としては貴会に対し、以下の要望をいたします。

記

- ・記事内容の真偽を確認するとともに、事実であれば当該者に対する税理士法61条に基づく罰則規定の適用を求ること。
- ・各種業界団体及び広く国民全体に対し、「ニセ税理士」問題についての周知徹底を改めて行うこと。

以上